

大田原市ふくし共育ボランティア「グループささえ」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は会員の総意に基づきふくし共育ボランティア「グループささえ」(以下「本会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、会長宅に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、ふくし共育(福祉教育)のねらい、みんなで支え合える地域づくりのために、地域福祉を進めるとともに、地域活動に子供を巻き込んで、共に取り組み、共に学ぶとことを、みんなで考えて、みんなで進めることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 市内で行われる、ふくし共育(福祉教育)を支援していく。
地域に目を向け交流をかねた支援活動を行う。ふくし共育ボランティアとして、学校と地域がつながり、地域の中で学ぶことをみんなで検討し、疑似体験への支援も行いながら当事者理解のきっかけとする。
- (2) ふくし共育(福祉教育)ボランティアやその活動の啓発、情報発信を行う。
- (3) 活動の目的を達成するために、目的を同じくする他の団体と協力し合う。
- (4) 原則として、定例会は **偶数月** 第1週の火曜日とし、情報交換や、連絡、学習、相互扶助を行う。定例会において祝日と重なる場合は別の週とする。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同したものをいう。

(入会及び退会)

第6条 入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。

第7条 会員が退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(会費)

第8条 年会費は1,000円とし、活動のための通信費等にあてることとする。会費は原則返金しない。

第9条 年会費は年度当初の定例会で集金することとし、会計がこれを管理する。

(会員の義務)

第10条 会員は活動で知り得た個人情報について秘密保持を遵守する。

(除名)

第11条 会員が本会の目的に反する行為をしたときは、会長及び副会長の総意により、除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局 1名
- (5) 監事 1名

(役員を選出)

第13条 役員は会員の互選によるものとする。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 その他、会員合意のもと運営に必要な役員をおくことができる。

(役員の仕事)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

第5章 運営

(運営)

第15条 本会の運営は、定例会で話し合い決定する。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を開催することができる。

~~3 本会に事務局を置く。~~

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(活動費用)

第17条 ふくし共育ボランティアに関する費用については、第3章第8条に定めるもの以外については各会員の自弁を原則とする。ただし、活動に対する寄付金、助成金等により収入が生じた場合はグループの活動費用に当てることとする。

第7章 補足

第18条 本会の会則を変更する場合は、会の決議を得なければならない。

附則

- 1 この会則は平成24年5月15日から施行する。
- 2 この会則は平成30年5月1日から一部改正する
- 3 この会則は令和3年5月1日から一部改正する